（登録標章）

第七十二条の四　法第四十二条の農林水産省令で定める標章は、次のとおりとする。

一　表示する事項は、日本農林規格による試験等を行う試験所（法第四十四条第一項に規定する試験所をいう。以下同じ。）であることを意味する事項とし、その様式は農林水産大臣が同項に規定する国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた試験所に関する基準であって試験等の方法の区分ごとに定めるものごとに告示で定める。

二　表示の方法は、農林水産大臣が試験等の方法の区分ごとに告示で定める。

（登録試験業者の登録）

第七十二条の五　法第四十三条第一項の登録の申請は、別記様式第十二号による申請書に手数料に相当する額の収入印紙を貼り付け、農林水産大臣に提出してしなければならない。ただし、情報通信技術利用法第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して申請をするときは、当該申請により得られた納付情報により、現金をもって手数料を納付するものとする。

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　定款及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの

二　次に掲げる事項を記載した書類

イ　試験等に関する業務の概要及び当該業務の実績

ロ　試験等に関する業務以外の業務を行っている場合は、当該業務の種類及び概要並びに全体の組織に関する事項

ハ　試験等に関する業務に用いる器具、機械又は装置の数、性能、所在及びその所有又は借入れの別

ニ　試験等に関する業務を行う施設の概要

ホ　試験等に関する業務を行う組織に関する事項

ヘ　試験等に関する業務の実施の方法に関する事項

ト　試験等に関する業務に従事する者の氏名及びその者が試験等の業務又はこれに類似する業務に従事した経験を有する場合は、その実績

3　第一項の申請書の提出は、センターを経由して行うものとする。

（登録試験業者の登録の区分）

第七十二条の六　法第四十三条第一項の農林水産省令で定める区分は、次のとおりとする。

一　飲食料品に係る試験等の方法

二　木材又は竹材に係る試験等の方法

三　飲食料品並びに木材及び竹材以外の農林物資に係る試験等の方法

（登録試験業者登録台帳への記載）

第七十二条の七　法第四十四条第一項の登録は、別記様式第十三号による登録試験業者登録台帳に記載して行う。

（登録試験業者の登録の更新に係る準用）

第七十二条の八　第七十二条の五の規定は法第四十五条第二項において準用する法第四十三条第一項の登録の更新の申請について、第七十二条の六の規定は法第四十五条第二項において準用する法第四十三条第一項の農林水産省令で定める区分について、第七十二条の七の規定は法第四十五条第二項において準用する法第四十四条第一項の登録の更新について、それぞれ準用する。この場合において、第七十二条の五第二項中「次に掲げる書類」とあるのは「次に掲げる書類（既に農林水産大臣に提出されているものからその内容に変更がない書類を除く。）」と読み替えるものとする。

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）